

法務省インターンシップ応募から受入れまでの流れ

応募

【学生】

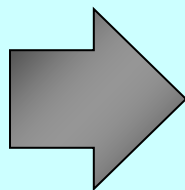
学生調査票(様式1)の作成

【大学(院)】

推薦申込書(様式2)の作成

【大学(院)】

学生調査票及び
推薦申込書を
法務省宛て送付



選考

【法務省】

受入れ学生の選考後, 各大学(院)宛て受入れの可否を連絡

覚書の締結

【法務省】

覚書(様式3)及び誓約書(様式4)の原本を送付

【大学(院)・学生】

- ・覚書及び誓約書に必要事項を記入の上, 法務省宛て返送
- ・受入れが決定した学生の「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ等賠償責任保険」の加入証明書を法務省に提出

受入れ

【学生】

インターンシップへの参加

【法務省】

インターンシップの受入れ

【法務省】

実習の内容について各大学(院)宛てに報告書を送付